

月報私学

3

2019
Vol.255



京都精華学園中学高等学校は、明治38年に女子校として創立されました。111年目を迎えた平成28年からは男女共学校として新たにスタートし、今年で中高すべての学年がそろいました。特色ある学科やコースの授業を通し、価値観の多様化した厳しい社会の中で「賢く 優しく 強く」生き抜く力を育てる教育を実施しています。また、3年間に及ぶ工事期間を経て新校舎や人工芝グラウンド(写真左上)が完成し、学校行事やクラブ活動をはじめさまざまな活動も活発に行われています。

写真提供：学校法人 京都精華学園（京都府京都市）

CONTENTS

- 2019年度 私学関係予算（案）の概要…………… 2
- 事業団資金で明日を拓く…………… 6
- 平成31（2019）年度の掛金等の率 …… 9
- 退職等年金給付の平成30年財政再計算結果／マイナンバー制度における情報連携の開始時期（年金等給付事業）／学生就職活動サポートセンターの終了…………… 10
- 人間ドック利用費用補助事業の見直し／年金の時効に注意しましょう…………… 11
- 採用時の手続き…………… 12
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

2019年度

私学関係予算(案)の概要

2019年度政府予算案は、平成30年12月21日に閣議決定されました。

このうち、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)についての概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

2019年度私学助成関係予算(案)については、下図のとおりです。

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

2019年度予算案において、一般補助については、私立大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとして、2712億円を計上しています。

特別補助では、2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む私立大学等を重点的に支援するため、447億円を計上しています。

主な事項として、「私立大学等改革総合支援事業」については、特色のある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、147億円を計上しています。

また、経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援については、177億円を計上しており、修学の機会の確保を図ることとしています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度5億円増の3159億円を計上しています。

この他、復興特別会計においては、東日本大震災により被災した福島県内の大学等の安定的な教育研究環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援することとして、7億円を計上しています。私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

2019年度 私学助成関係予算(案)の概要

～私立学校の特色強化・改革の加速化に向けた推進～

2019年度予算額(案) 4,385億円
(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)
 (前年度予算額 4,277億円)



私立大学等経常費補助 3,159億円(+5億円)

(1)一般補助 2,712億円(+15億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。また、アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2)特別補助 447億円(▲10億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- 私立大学等改革総合支援事業 147億円(+16億円)(一般補助及び特別補助の内数)
 特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援
- 経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 177億円(+47億円)
 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、修学の機会の確保に向けた支援を強化

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,031億円※(+10億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

(1)一般補助 871億円※(+8億円)

都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援
 ○幼児児童生徒1人当たり単価の増額 等

(2)特別補助 133億円(+1億円)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による助成を支援

- 外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実
- 特別な支援が必要な幼児の受入れや預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)

特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 195億円(+93億円)

(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)

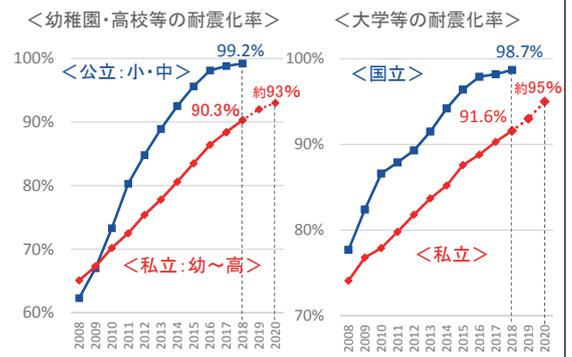
(1)耐震化等の促進 136億円(+86億円)(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)

- 耐震改築事業を2020年度まで延長
- 学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援
- 特に、重要インフラの緊急点検等により明らかとなった、倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設(Is値0.3未満)や、耐震性及び劣化等に課題がある緊急性の高い私立学校施設の耐震対策を集中的に支援

(2)教育・研究装置等の整備 59億円(+7億円)

- 私立大学等の装置・設備費 22億円(+7億円)
 私立大学等の多様な特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 24億円(前年度同額)
 次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援

※他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 625億円(うち財政融資資金 291億円)



※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

2019年度予算案においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、1人当たり単価を前年度予算と比較して1・1%増額しています。

特別補助では、外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を充実するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、21億円を計上しています。

また、特別な支援が必要な幼児の受け入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や預かり保育を実施する園に対する支援を充実させています。その他、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費、特別支援学校等に対して国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度10億円増の1031億円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

2019年度予算案においては、総額で195億円（うち防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）86億円）を計上しており、各学校の個性・特色を活かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等の

支援のほか、耐震改築及び耐震補強等の防災機能強化に対して引き続き重点的に支援し、私立学校の施設の耐震化の一層の促進を図ることとしています。

なお、防災・減災、国土強靱化関係予算では、重要インフラの緊急点検等により明らかとなった、倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設や、耐震性及び劣化等に課題がある緊急性の高い私立学校施設の耐震対策を集中的に支援していくこととしています。

また、私学事業団の貸付事業を活用した耐震改築等事業への利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）について、耐震化促進等のため、12億円を計上しています。

更に、次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する支援として、24億円を計上しています。

私学事業団の2019年度貸付事業については、事業規模として625億円（うち私立学校の耐震化分は264億円）を計画しており、その財源の一部として財政融資資金291億円を計上しています。

主な制度改正として、激甚災害（本激）に被災した学校法人等に対して貸付を行う「災害復旧経営資金」を平成30年11月に創設するとともに、私立大学附属病院の機能強化や耐震化の更なる促進等を図るため、長期（30年）の

貸付メニューを創設等することとしています。

私学事業団の共済業務にかかる事業費補助金及び事務費等補助金としては、事業費補助金の影響により、対前年度71億円増の1344億円を計上しています。

2018年度第二次補正予算

2018年度第二次補正予算が平成31年2月7日に成立しました。

私立学校施設の耐震化・復旧支援

平成30年度第二次補正予算 113億円

私立学校施設の耐震化等：108億円

重要インフラの緊急対策の一環として、私立学校施設のうち倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設（Is値0.3未満）や、耐震性及び劣化等に課題がある緊急性の高い私立学校施設の耐震対策について支援を行う。

- 耐震改築（建替え）事業 55億円
- 耐震補強事業 37億円
- 非構造部材の耐震対策 16億円

補助率：大学等1/2
幼稚園・高校等1/3（Is値0.3未満の補強は1/2）



柱のせん断破壊



天井材の落下

平成30年北海道胆振東部地震の対応：5億円

- 施設・設備の災害復旧費 3億円
 - ・激甚法第17条等に基づく補助（補助率：1/2）
- 教育研究活動復旧費 1億円
 - ・教育研究活動の円滑かつ迅速な再開が図られるよう、教育研究活動の復旧に要する経常費補助を増額
- 大学等授業料減免等の支援 1億円
 - ・被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対して支援（補助率：2/3）

※単位未満四捨五入による。

（左図）。文部科学省においては、学校施設の整備を始めとした防災・減災、国土強靱化に資する施策や、北海道胆振東部地震等による被害からの復旧など、早急に対応すべき事業を計上しています。私立学校関係については、私立学校施設の耐震化等の安全対策として108億円、北海道胆振東部地震への対応として私立学校の施設・設備の災害復旧支援等に5億円を計上しています。

幼児教育関係予算(案)

2019年度幼児教育関係予算(案)では、幼児教育の振興を図るため、2019年10月からの幼児教育無償化を実施するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を充実するための予算を計上しています。

幼児教育の無償化については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の役割の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策の観点から実施するものであり、これまで段階的に推進してきた取り組みを一気に加速化します。3〜5歳までのすべての子供について、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、またこれらに加えて、保育の必要性があると認定された子供を対象に、幼稚園が行う預かり保育などのサービスを無償化します。実施時期については、「新しい経済政策パッケージ」や骨太の方針2018を踏まえ、2019年10月から実施します。これらに必要な予算を計上しています(2019年10月以降の無償化事業の予算は内閣府計上予算)。

また、幼児教育の無償化と併せて、幼児教育の質の向上も極めて重要です。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図るため、地方公共団体における幼

児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取り組みや質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society 5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の実施に必要な予算を新たに計上しました。また、ECEC Network事業に参画するための予算なども引き続き計上しています。

さらに、幼児教育の環境整備の充実として、私立幼稚園の耐震化や認定こども園等への移行に必要な予算を計上しています。私立幼稚園の耐震化は、公立と比べて遅れている状況であることを踏まえ、積極的な取り組みをお願いします。また、昨今の大規模災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を策定し、園舎の耐震化、ブロック塀の安全対策に必要な予算や待機児童の早期解消を図るための予算を平成30年度補正予算に計上しています。加えて、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進支援、質の向上に関する研修等の実施、認定こども園等に移行する幼稚園の準備、園務改善のためのICT化に必要な経費等を引き続き計上しています。

専修学校関係予算(案)

2019年度の専修学校関係予算(案)では、①専修学校教育の人材養成機能の向上、②専修学校教育の質保

証・向上、③学びのセーフティネットの保障の三つを柱として、多様な振興策を計上しています。

①専修学校教育の人材養成機能の向

上については、新たに「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」において、「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育を充実す

幼児教育の振興

2019年度予算額(案) 762億円 ※内閣府計上予算含む
(前年度予算額 324億円)



1. 幼児教育無償化の実施(幼稚園就園奨励費補助等)

701億円(283億円)

※内閣府計上予算含む

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

※2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する(予算計上は内閣府)。

また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部等も無償化の対象とする。

2. 幼児教育の質の向上

3.4億円(2.8億円)

○幼児教育実践の質向上総合プラン

3.1億円(2.5億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society 5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

0.3億円(0.3億円)

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

3. 幼児教育の環境整備の充実

58億円(39億円)

平成30年度補正予算額(案) 123億円

○私立幼稚園施設整備費

13億円(5億円)

平成30年度補正予算額(案) 15億円

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エゴ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」

への対応として、に約8億円を計上。

※補正予算額(案)には一次補正予算額含む。



○認定こども園等への財政支援

45億円(33億円)

平成30年度補正予算額(案) 108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金 34億円

◆教育支援体制整備事業費交付金 11億円

※「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」

への対応として、に約11億円を計上。

※補正予算額(案)には一次補正予算額含む。

るため、分野を越えたりリカレント教育プログラムの開発や、eラーニングを積極的に活用した学び直し講座の開設手法の検証、持続可能なリカレント教育の実施運営体制の検証に総合的に取り組み、教育内容面、教育手法面、学校運営面といった多面的な視点で専修学校のリカレント教育機能の強化を図っていきます。

また、「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」において、各分野や各地域に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、来たるべきSociety 5.0等の時代に求められる能力、各地域の課題解決等に資する能力を身に付けた人材の養成に向けたモデルカリキュラム等の開発や、高等専修学校の学びのセーフティネット機能の充実強化、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を引き続き実施することとしています。

さらに、「専修学校グローバル化対応推進支援事業」において、専修学校への留学にかかる入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関等との連携によるモデル体制の構築を進めるとともに、専修学校の外国人留学生の実態把握のため、留学動向やその後の就職状況について、全国的な調査等を引き続き実施することとしています。

② 専修学校教育の質保証・向上については、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業において、引き続き、職業実践専門課程による取り組みの更なる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自立的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発を実施するとともに、新たに専修学校の教学マネジメントの強化を図っていく等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取り組みを実施することとしています。

また、専修

学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」において、効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生

2019年度 専修学校関係予算(案)

専修学校教育の人材養成機能の向上		25.5 億円 (27.3億円)
○ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業	12.7 億円	
分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。		
＜事業での取組＞		
○産学連携体制の整備		
○教育プログラム等の開発		
・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証		
・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証		
・学びのセーフティネット機能の充実強化		
○産学連携手法(専修学校版デュアル教育)の開発		
○ 専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト【新規】	3.1 億円	
「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育機会の充実を図るため、専修学校におけるリカレント教育機能の強化に向けて分野を越えたりリカレント教育プログラムの開発や、eラーニングを活用した講座の開催手法の実証、リカレント教育の実施運営体制の検証を総合的に推進する。		
○ 専修学校グローバル化対応推進支援事業	2.0 億円	
諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。		
○ 国費外国人留学生制度	7.6 億円	
専修学校教育の質保証・向上		2.1 億円 (1.9億円)
○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進	1.6 億円	
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。		
○ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業	0.5 億円	
専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。		
学びのセーフティネットの保障		9.9 億円 (7.1億円)
○ 専門学生への経済的支援の充実に向けた取組	1.7 億円	
・専門学生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業		
意欲と能力のある専門学生が経済的理由により、修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。		
○ 高等教育費負担軽減実施体制整備費補助金【新規】	2.8 億円	
高等教育費の負担軽減の実施に向けて、私立専門学校に関する事務処理等を関係機関において適切に行えるようにするための体制整備に係る経費		
○ 私立学校施設整備費補助金	3.0 億円	
【補助対象】 教育装置、学校施設等の耐震化工事、アスベスト対策 等		
○ 私立大学等研究設備整備費等補助金	2.3 億円	
【補助対象】 情報処理関係設備の整備		
合 計	37.5 億円	(38.3億円)

かした体感型の学習機会(職業体験講座の提供、出前授業)等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点の整理を引き続き実施することとしています。

③ 学びのセーフティネットの保障については、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるための「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を引き続き実施することとして

ているほか、2020年度からの高等教育の負担軽減の実施に向けた体制整備のための経費についても盛り込んでいます。

そのほかにも、学校施設や非構造部材の耐震化工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上するとともに、ブロック塀の撤去・再設置にかかる経費については、平成30年度第一次補正予算において前倒しして計上しています。

※ ブロック塀の撤去・再設置に係る経費は、平成30年度補正予算において措置されている。
 ※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に専修学校を対象とした予算が含まれている。
 ※ 国土強靭化対応における重要インフラ整備に関する経費については、専修学校も対象になっている。
 ※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 平山学園

対象校 清林館高等学校

所在地 愛知県 愛西市

対象事業 校舎等移転事業

【校舎耐火鉄骨新築】

対応者 理事長 平山 哲明 氏

事務長 水越 悟 氏

平山学園は大正15年、平山哲堂先生が弘浄寺境内に津島縫製女学校を創立したことから歩みを始めました。

昭和23年には校名を学校法人平山学園津島女子高等学校（家政科・商業科・普通科）とし、平成13年に現在の校名である清林館高等学校に改称、建学の精神「全校一大家族」を礎に、校是を信仰（感謝）、勤労（奉仕）、実際（事実）として「この世のすべての人を家族と考え、人のため、世のために奉仕できる人格の育成」を目指しています。

同校は老朽化した校舎の整備や大型の体育館、グラウンドの確保に向け津島市から愛西市に校舎等を移転新築、現在では文理特進・文理選抜コース、国際コース、進学総合コースを擁し、培われた伝統を受け継ぎ、次世代に輝くための教育プログラム「トライアングル

S」のもと、昭和50年以来的国際交流活動にも力を注ぎつつ、日々まい進しています。

今回は、この校舎等移転事業について、平山理事長、水越事務長にお話を伺いました。



移転後の清林館高等学校

校舎等の移転事業は、どのように進められましたか。

昭和40年代から移転の計画があり、説明会を開きつつ移転先を探していましたが、当時は条件を満たす土地が見つかりませんでした。この間、創設者が建てた旧校舎は築後50年近く経過し

手狭になり、早急に生徒の身の安全を確保しなければならぬと考えました。また、全校の生徒が収容できる大型の体育館や校地内に広いグラウンドも必要でしたので、建て替えるのではなく移転を決断しました。タイミングよく、事務長が愛西市に現在の土地を探し当てたことも移転の決定を後押ししました。

新校舎のコンセプト、また、工夫された点はどこにあるでしょうか。

生徒の安全を第一に、勉強に一番効果的・効率的な建て方を模索しました。これからのトレンドを読み、校舎全体を黒と白の落ち着いた基調とし、木のぬくもりも随所に取り入れました。

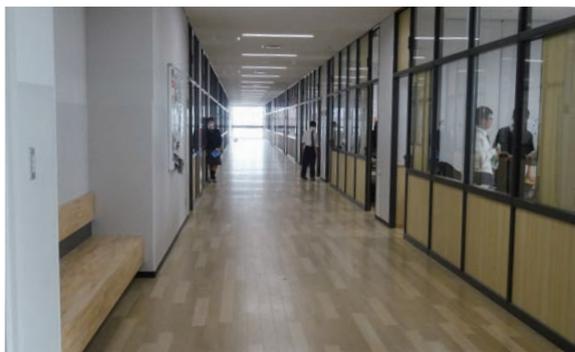
理事長の原案を教員に提示して意見を求めることも試みました。特に、新校舎への引越で物品を運び入れる際に、教室周辺のロッカーや下駄箱などについて、日々教鞭をとる現場の教員から積極的な意見を取り入れた結果、非常に効率的な配置にすることができました。



休憩時間などに大勢の生徒が集う中庭

校舎と体育館の間は中庭になっています。歴史ある旧校舎の名残をとどめておきたいと考え、設計者に依頼しました。中庭は開放感いっぱい、休憩時間や放課後などには大勢の生徒が集まり、昼食もここで取るなど、大変楽しそうに過ごしています。

校内は午後7時まで活気に満ちており、生徒は自習や補習に励んでいます。



廊下の両側にあるガラス張りの教室

教室は廊下を挟んで二列に配置しました。廊下側の壁は大きなガラス窓にして教員、生徒の勉学の様子がよく見えるようになっており、教員同士も互いに切磋琢磨しながら授業を行える工夫をしています。また、廊下の奥の壁についてもガラス張りにしたので廊下全体が大変明るく、気持ちの良い空間となりました。

― 新校舎に建学の精神や教育理念をどのように反映させていますか。

本学は建学の精神「全校一家族」を掲げているのですが、旧校地では入学式も卒業式も創立記念日も全校生徒が一堂に会する施設がなく、残念に思っていました。今回の移転により広い校地を確保できたため、全校生徒が集える体育館を新築することができました。



全校生徒が収容できる体育館

移転前では学年単位や選抜生徒などでしか行事等ができませんでしたが、これを解消することができたことを非常に喜ばしく思っています。

職員室の前の廊下には、面談用の机と椅子があります。相談等がある生徒が職員室に来た時、教員が自ら廊下に出て面談をしています。生徒と教員の距離を縮めることに役立っています。

助成業務



職員室前の面談コーナー

― 事業団融資を利用された理由は何でしょうか。

これまでも事業団の融資を利用させていただいておりますが、20年の長期固定金利であったことや老朽校舎の建て替え事業のため、国の利子助成制度を利用することができたためです。

取材後記

校内を見学させていただいている合間に、すれ違う生徒の皆さんの明るく元気な挨拶の声が響き、清林館高等学校の建学の精神「全校一家族」の成果を身近に感じることができました。

ご多用のところ学園のさまざまな姿をお話いただきました理事長、事務局長並びに関係者の方々に感謝申し上げます。

【取材 企画室】

学校法人 君が淵学園
対象校 崇城大学
所在地 熊本県 熊本市
対象事業 熊本地震・災害復旧工事
【改修工事等】

応対者 事務局長 高木 欣哉氏
広報課長 今野 京氏

学校法人君が淵学園は、前の理事長・学長中山義崇氏が「戦後日本の疲弊を救う道は産業の振興と産業人の育成にある」との考えのもとで、昭和24年に熊本市内に創設した私塾「電気・電波学校」から始まります。

開学当初から、実学を通じた実践教育で注目されつつ年々規模を拡大し、昭和42年に前身である熊本工業大学が開学しました。平成12年に芸術学部などを増設して総合大学となり、君子達学が学び競う学科棟は、「城」であり、その城が集まって「大業を崇（おこ）す」ことから「崇城大学」と大学名を変更し、平成27年に開学50周年を迎えました。現在では5学部10学科と三つの大学院を有する理工系総合大学として、およそ3700名の学生が学んでいます。

現職の中山峰男理事長・学長は、今後社会で必要とされるのは、問題解決能力を身に付けグローバルに活躍できる人材と考え、実践教育で学生のポテンシャルを目覚めさせるプログラムを重視し、英語学習施設「SILC（シルク）」【SOJO-International Learning

Center】を理工系大学で初めて設置するなど時代を先取りする独自の取り組みを始めました。

さらに、日本初となる「大学公認の起業の部活動」を創設するなど、地方創成の核となる人材を育成するため、起業家育成プログラムを展開しました。

そのような中で、平成28年4月14日と16日の二度にも及ぶ震度6〜7クラスの「平成28年熊本地震」が学内に甚大な被害をもたらしました。

― 「平成28年熊本地震」での被災状況についてお聞かせください。

被害は学内全域に及び、特に震源地の益城町に隣接する菊陽町にある工学部宇宙航空システム工学科の空港キャンパスの被害が大きく、エアラインパイロットと航空整備士を目指す約200名の学生のうち、半数の学生が居住できなくなりましたので、仮設の寮を設置しました。

メインキャンパスでは本館の壁面もタイルが剥がれ、各棟の室内は倒れた書架、ファイルや実験機器などで、室内に入るのすら困難な中で、まず学生や教職員の安全確認に取り組みました。さらに地震対策本部を設置し、被災した学生の学費の免除・減免や、元の学生生活を取り戻す方策について、会議を重ねました。それに並行して、学内外からの問い合わせへの対応や現状の情報発信を行いつつ、学内の関係部署

で連携を取り、一日も早い授業再開を目指しました。



タイルが剥がれ落ちたメインキャンパス本館

― 今回の地震の復旧工事の中で工夫された点がありますか。

学内の教職員、学生から意見を集約した案を取りまとめ、設計事務所からプロポーザルの提出を受ける、設計コンペ方式を採用しました。

建物（旧D号館）については、学生の身の安全を守ることを第一に考え、災害に負けず新たな気持ちで勉学に励むことができるように十分な耐久性を備えた構造とし、かつ半円形のガラスの曲面でやさしく包み込む建物としました。また従前の講義室、教室を現在のニーズに合わせて見直し、3階は830名収容の大講義室、2階はアクティブ・ラーニング教室、1階は旧D号館の工

事に伴って食堂を解体したため軽食&カフェテリアとして整備しました。

建物の名称は、学生から公募した教職員で投票した結果、復興への思いがさらびやかに表現された「SoLA（ソラ）」（崇城大のSoに、Luminous Auditorium: 明るく光る講堂）と名付けました。



改築された旧D号棟「SoLA」

― 地震の影響により英語学習施設「SILC」も建て替えになったとお伺いしましたか。

SILCは、地震で地盤が下がり建物が傾き、入り口のドアも半壊し、使用不可能になりました。

そのため、SILCの学習環境を図書館などに分散して、講義をなんとか継続していました。その間施設の再開を心待ちにしていた学生たちの思いをよ

り良い学習環境で実現させてあげたいと考え、設計や内装などにSILCの外国人教員のアイデアを全面的に取り入れ、4階建ての施設として生まれ変わりました。

学内留学の風景をシンボライズするものとして、新たにSILCにカフェを設置したところ、学生の施設滞在時間が長くなるという効果もありました。

2階フロアは、自律学修センター「SALC（サルク）」【Self-Access Learning Center】となっており、レベル分けされた英語の本、雑誌、マンガ、映画のDVDや音楽CDなどが教材として各コーナーに配置されています。

施設内には12時から夕方6時まで外国人講師が待機し、学生の英語学習に関する相談にも対応できる体制となっています。



復旧した英語学習施設「SILC」

こうした英語学習の取り組みの結果として、在学生が平成29年に開催された第6回全国学生英語プレゼンテーションコンテストでは、並み居る英語教育の強豪大学を抑えて堂々たる1位の最優秀賞（文部科学大臣賞）を受賞するという快挙を成し遂げました。

― 今回の災害復旧に当たり、私学事業団の融資を利用していただいた経緯をお教えください。

毎年事業団から送付されるアンケート等により災害融資のを知り、貸付5年目まで無利子であることがわかり、利用することを決めました。

❖取材後記❖

平成28年熊本地震の際には、多くの在学生が授業再開まで積極的にボランティアに参加していたことを各所から届いたお礼状で知り、中山理事長・学長は、学生の優しい心と行動力に涙が溢れたと伺いました。

30年8月には原形復旧工事は完了されたとのことでしたが、学生の身の安全を第一に、引き続き環境整備に取り組みれるとのことでした。

今回の取材の際に、お忙しい中を丁寧にご対応いただいた皆様に感謝いたします。

【取材 企画室】

平成31(2019)年度の掛金等の率

企画室

平成31(2019)年度の掛金等の率は、31年1月21日開催の共済運営委員会において了承され、下表のとおりとなりましたのでお知らせします。

短期給付等掛金率

短期給付分掛金率

現行の掛金率は、28年4月に改定したものです。このたび、30年度に短期勘定の将来推計を行ったところ、医療給付費及び高齢者医療制度への支援金等の増加により、33(2021)年度には、積立金をすべて取り崩しても不足金が生じることとなり、財政の均衡を保つことが困難となることが見込まれます。

そのため、おおむね将来の3年間で財政が均衡するよう、4月から0.337ポイント引き上げ、8.569%とします。
※31(2019)年度の短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率(高齢者支援金等に充てるための掛金率)」は、3.38%(加入者負担分は2分の1の1.69%)となります。この率は短期給付等掛金率の内訳で、新たな負担が生じるものではありません。

介護分掛金率

厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より納付額が約40億6千万円増加することが見込まれるため、現行の

1.424%を0.168ポイント引き上げ、1.592%とします。

※介護納付金の増加は、介護費の増加に加え、介護納付金に総報酬割が段階的に導入されたことによるもので、31(2019)年度は4分の3が総報酬割、残りの4分の1が加入者割となります。

退職等年金給付掛金率

30年財政再計算の結果(本誌10頁参照)、現行の1.50%に据え置きます。

加入者保険料率(軽減保険料率)

共済規程に基づき、31(2019)年4～8月までは14.619%、9月～32(2020)年3月までは0.354ポイント引き上げ、14.973%とします。

子ども・子育て拠出金率

現在の0.29%から0.34%へ変更となる予定です。決定され次第、改めて通知します。

詳細は、通知文又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

共済業務

表 平成31(2019)年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

() 内は改定前掛金等の率 [単位: %]

区分	短期給付等掛金率※2				退職等年金給付掛金率	加入者保険料率※2 (軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.569 (8.232)	0.250	1.592 (1.424)	10.411 (9.906)	1.50	14.619 [8月まで] 14.973 [9月から] (14.619)	26.530 [8月まで] 26.884 [9月から] (26.025)
乙種※1加入者	8.569 (8.232)	0.195	1.592 (1.424)	10.356 (9.851)	—	—	10.356 (9.851)
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	14.619 [8月まで] 14.973 [9月から] (14.619)	16.314 [8月まで] 16.668 [9月から] (16.314)
任意継続加入者	8.569 (8.232)	0.125	1.592 (1.424)	10.286 (9.781)	—	—	10.286 (9.781)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

() 内は改定前掛金等の率 [単位: %]

区分	短期給付等掛金率※2				退職等年金給付掛金率	加入者保険料率※2 (軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.569 (8.232)	0.250	—	8.819 (8.482)	1.50	14.619 [8月まで] 14.973 [9月から] (14.619)	24.938 [8月まで] 25.292 [9月から] (24.601)
乙種※1加入者	8.569 (8.232)	0.195	—	8.764 (8.427)	—	—	8.764 (8.427)
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	14.619 [8月まで] 14.973 [9月から] (14.619)	16.314 [8月まで] 16.668 [9月から] (16.314)
任意継続加入者	8.569 (8.232)	0.125	—	8.694 (8.357)	—	—	8.694 (8.357)

※1 乙種加入者等…短期のみ適用者(乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者)

※2 掛金等率の改定期間については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率(軽減保険料率)は9月となります。

(注) 都道府県からの補助金がある場合は、毎月の報酬(給与)にかかる加入者保険料のみに補助されます。賞与等にかかる加入者保険料には補助されません。

表 財政再計算結果

支出	金額(億円)	費用率
退職年金等現価	5,855	1.806%
職務障害・遺族年金現価	50	0.015%
事務費現価	33	0.010%
総給付費現価①	5,939	1.832%

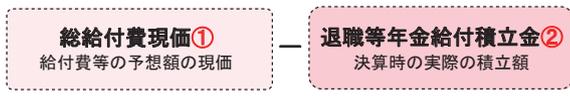
	金額(億円)	費用率
退職等年金給付積立金②	1,102	0.340%
標準報酬等現価③	324,169	-
掛金率(①-②)/③	-	1.492%

四捨五入しているため必ずしも合計と一致しません。

※「現価」とは、将来における価格(価値)を、利率(基準利率等)により割り引いて、現時点での価格(価値)に置き換えたものです。

※財政再計算の結果、計算上の掛金率は1.492%となりますが、端数処理により1.50%として設定しています。

〔掛金率計算式のイメージ〕



標準報酬等現価③
将来にわたる標準報酬等の予想額の現価

退職等年金給付の財政再計算は、退職等年金給付の財政が健全かどうかを検証し、その結果に基づいて適正な掛金率を定めるために行う計算のことです。財政再計算は、共済規程において、少なくとも5年ごとに行うこととされていますが、平成27年10月の制度発足時において、初回の財政再計算についてはおおむね3年までの間に行うこととしていました。

このたび、財政再計算を実施した結果(表)、掛金率は、現行の1・50%

をもって財政の均衡が図れることが確認されました。

※財政再計算結果は、私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」にも掲載しています。

〔参考〕退職等年金給付の財政運営
財政方式については、積立方式を採用し、将来にわたる退職等年金給付に要する費用「給付費等」(事務に要する費用を含みます)の予想額の現価に相当する額から、将来にわたる掛金の予想額の現価に相当する額を控除した額として計算した額「積立基準額」と、退職等年金給付積立金の額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように運営しています。

**退職等年金給付の
平成30年財政再計算結果**
企画室

共済業務

マイナンバー制度における年金等給付事業の情報連携の開始時期(年金等給付事業) 企画室

マイナンバー制度における年金等給付事業の情報連携の開始は延期となっていました。平成31年1月16日に厚生労働省より、情報連携について今後のスケジュールが示されました。

具体的には、日本年金機構が31年1月下旬から地方公共団体等とのテストを行うほか、現時点の想定は次のとおりです。

- ・日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会は、31年4月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行する予定です。
- ・地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会は、31(2019)年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行する予定です。

厚生年金実施機関として私学事業団も同時に情報連携を開始する予定です。

試行運用の期間や本格運用への移行時期、本格運用において省略できる添付書類等は、関係省庁及び他の実施機関との調整や試行運用の状況を踏まえ、決まり次第お知らせします。

**マイナンバー制度における
情報連携の開始時期
(年金等給付事業)**
企画室

私学事業団では、学生就職活動支援事業として、私学共済制度の被扶養者で就職活動を行う学生及び私学共済制度に加入する学校法人等の学生を対象に、平成23年6月から東京に、25年4月には大阪に「私学事業団学生就職活動サポートセンター」を設置しています。

事業開始時点の学生の就職率は低迷していましたが、景気回復や労働力人口の減少等により、学生の就職率は改善し、就職活動における学生を取り巻く環境は大きく変化しました。

29年度の保健事業の見直し(本誌30年3月号参照)の一環として、30年度は閑散期の相談ブースを減らし事業縮小を行いました。

そのうえで、さらに事業継続の必要性等を慎重に精査した結果、本事業を実施する意義は薄れていると判断し、30年度末をもって終了することとなりました。

これまでご利用いただきありがとうございました。

**学生就職活動
サポートセンターの終了**
福祉部 保健課



**人間ドック利用費用補助事業の見直し
(平成31年4月1日受診分から適用)**

福祉部 保健課

人間ドック利用費用補助事業については、他団体との補助基準なども参考にしながら、平成31(2019)年度から表のとおり見直します。

表 見直し内容

項目	現行	改正後
補助回数	年度内1回の補助	2年度に1回の補助(隔年度補助)
補助率	利用料金の50%(消費税を除きます)	変更なし
補助上限額	25,000円	変更なし

◆実施時期

31年4月1日受診分より

◆注意事項

31(2019)年度を初年度として改正しますので、31年3月31日までの利用分は現行どおりの補助申請が可能です(※1)。

人間ドックだけでなく、特定健康診査と市区町村が実施しているがん検診(※2)を組み合わせることににより、引き続き疾病予防に取り組みむことができます。

※1 31(2019)年度以降に人間ドックを利用し補助を受けた場合

に、翌年度の人間ドックの利用が補助対象外となります。

※2 私学共済ホームページ(福祉事業)健康管理に役立つ「がん検診の情報」から各市区町村の検診情報を参照できます。

◎人間ドックと同時に受診する任意追加検査(オプション)

基準検査項目をすべて満たした人間ドックと同時に任意追加検査を受診した場合(同日、「同じ医療機関」に限り)任意追加検査も私学事業団で審査のうえ、補助対象としています。ただし、補助額は補助上限額の範囲内となります。

◎特定健康診査対象者の任意継続加入者及び被扶養者が人間ドックを利用する場合

受診日に40歳(当年度中に達する人を含みます)〜74歳までの特定健康診査の対象者である任意継続加入者及び被扶養者が人間ドックを利用する場合は、特定健康診査を受診したとみなすため、請求書に「標準的な質問票」(※3)及び「人間ドックの検査結果(写し)」又は「健診結果記入票」(※3)を必ず添付してください。なお、添付のない場合は、原則として返送となります。

※3 私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)又は私学事業団から送付する『特定健診元気ガイド』に用紙があります。

共済業務

**年金の時効に注意しましょう
年金請求の時効は5年です**

年金部

年金を受ける権利は、請求手続きをしないまま受給権が発生した日の翌日から原則として5年を経過すると、時効により消滅します。

5年を経過してからの年金請求になつてしまった場合には、時効完成前(5年以内)に請求手続きができなかつ

[参考] 老齢・退職の年金の受給要件

●老齢厚生年金

平成27年10月以降において、①〜③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します(ただし、27年9月までの間に退職共済年金の受給権が発生する場合は除きます)。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	私学共済、厚生年金及び公務員共済の加入期間(国民年金は除きます)の合計が1年以上あること	1か月以上の厚生年金(私学共済)の加入期間があること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	受給資格期間を満たしていること(※2)

●退職共済年金

平成27年9月以前において、①〜③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	私学共済の加入者期間が1年以上あること	退職していること 私学在職中の場合は1年以上の私学共済の加入者期間があること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	受給資格期間を満たしていること(※2)

※1 支給開始年齢(特別支給)

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日〜30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日〜32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日〜34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日〜36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降(特別支給はありません)	65歳

※2 老齢の年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

●退職年金(新3階年金)

平成27年10月以降の加入者期間を有している人が、①〜③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

①	65歳以上であること
②	引き続き私学共済制度の加入者期間が1年以上あること
③	退職していること(70歳みなし退職を含みます)

た理由を書いた「遅延理由書」を請求書に添付していただきます。

「遅延理由書」の内容を審査し、やむを得ない理由であったことが認められた場合には、年金の決定を行う取り扱いとなっております。

ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から5年間しか遡ることができません。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期を確認し、時効完成前に請求手続きをしてください。

採用時の手続き

加入者の資格取得 資格課

教職員を採用したときは、採用日から10日以内に「資格取得報告書」[DL](#)を提出してください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）であっても資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、事前受付（本誌平成31年2月号8頁参照）を利用してください。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書 [DL](#)

① 新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

② 継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任教で教職員として採用された人

③ 再資格取得

過去に私学共済制度の加入者であった人で、中断期間を経て再び教職員として採用された人や、私学共済制度の任意継続加入者であった人で、引き続き私立学校の教職員として採用された人

※同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属する（実際に勤務する）学校記号番号で「資格取得報告書」[DL](#)

を作成し提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書 [DL](#)

複数の学校を有する同一法人内で別の学校に異動（勤務先の学校が変更）になった人

※必ず後任の学校から「所属学校等変更報告書」[DL](#)を提出してください。

◆「資格取得報告書」の記入上の注意

(1) マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバーの確認と身元（実在）の確認）を行ってからマイナンバーを正確に転記してください。本人確認の方法は私学共済ホームページで紹介しています。

なお、マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

(2) 基礎年金番号欄

基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記し、確認した書類の写しを添付してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

なお、20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、理由を記入してください。

基礎年金番号により過去の私学共済制度の加入経歴が判明した場合は、報

告の際の取得区分と異なる取得区分に読み替えることがあります。必ず確認通知書等で内容を確認してください。

(3) 住所欄

フリガナは忘れずに記入してください。「・」「&」等の記号や「I」「II」等のローマ数字は使用できません。

漢字住所欄は都道府県名を含め、35字以内で記入してください。

(4) 加入者氏名欄に外国人の氏名を記入するとき

・フリガナ欄・漢字欄↓16文字以内とし、氏と名の区切りは1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットは登録できません。また、例えば「ジョージ」の「ヨ」等の小さいカタカナ文字は、「ジョージ」と大きいカタカナ文字で登録されますので、あらかじめご了承ください。

・漢字欄↓アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります（カタカナや漢字も可）。

被扶養者の認定

資格課

「被扶養者認定申請書」と添付書類を、必ず資格取得日から30日以内に提出してください。30日を過ぎて申請した場合は、その申請を私学事業団で受理した日（消印などで発信日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定日と

なりますので注意してください。

やむを得ない事情で、期日までに添付書類が整わないときには、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて30日以内に提出してください。申請書を受け付け後、返送しますので、添付書類が整い次第、一括して再提出してください。その場合は、期限内に申請があったものとみなします。

なお、処理の遅れや誤りにつながりますので、添付書類のみを別送することとは、絶対にしていただきません。

加入者番号の決定前に提出する場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄には、学校記号番号までを必ず記入してください。

継続資格取得や所属学校変更の場合、被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要です。

ただし、再資格取得（任意継続加入者からの再資格取得を含みます）の場合は申請が必要です。

◆被扶養者認定申請書の添付書類

(1) 新規資格取得や再資格取得の場合

加入者との続柄を確認する書類（戸籍謄本等）や収入を確認する書類（扶養の事実を確認する書類を添付してください）。

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類が異なります。詳細は、「事務の手引」97（118頁）や私学共済ホームページを参照してください。

(2)任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書原本（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。

具体的には、加入者の年収見込証明書（「被扶養者認定申請書」の加入者年間所得推計額欄への記入）と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者及び子の戸籍謄本が必要です。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届出」を同時に提出してください。

加入者証等が届く前に
保険診療を受けるとき

資格課・短期給付課

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合

本事業団が了承したときに限り、学校法人等の代表者が、加入者に「療養資格証明書」（「事務の手引」59～61頁や私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」を参照）を交付することができます。ただし、加入者番号が決定する前或被扶養者認定が確定する前に交付することはできません。むやみに発行して無資格診療を誘発することのないように注意してください。

(2)加入者番号等が未決定の場合

医療機関等の窓口で、一旦医療費の全額を自己負担し、加入者番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分を、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書」に医療機関等の証明を受けた「診療報酬領収済証明書」を添付して本事業団に提出してください。

注 「領収書」原本と「診療報酬明細書（レセプト）」の写しでも可

継続資格取得者の福祉事業

保健課・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資

格取得したときは、自動的に一時留保（中断）となります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することで、積み立てを再開できます。詳細は、「事務の手引」778～781頁を参照してください。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続き不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付
住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任校を通して「異動報告書」を提出することで、引き続き定期償還ができます。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給されるときは、継続資格取得をしても、即時償還をしなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

イ 退職手当等の額が即時償還額よりも少ないときは、退職手当等の支給額

を明記した「退職手当支給証明書」（書式は任意）を提出してください。本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは本事業団に相談してください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意）を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出してください。

- ・「異動報告書」
- ・「退職手当引当承諾書」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合）
- ・「異動報告書」の到着後、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。前任校が「資格喪失報告書」を事前受付で提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

詳細は、「事務の手引」944～946頁を参照してください。



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成31年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。加入者証等は処理(決定)後に順次発送します。

受付開始：3月1日(金)

決定日：受け付けから8～10日後の火・金曜日

発送日：決定日から3日後

- 受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要となります。ただし、**継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで処理が保留となります。**
- 標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようご協力をお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。
- 例年、取得時報酬の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以後となります。
- 詳しくは、本誌2月号8頁又は私学共済ホームページ[事務担当者用ページ▶共済業務スケジュール▶業務カレンダー年間スケジュール▶3月▶資格関係の事前受付▶Q&A]をご覧ください。【業務部 資格課】

共済定期保険の配当金の送金

平成30年度配当金の送金は6月下旬の予定です。30年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日(水)までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合がありますので、速やかに届け出てください。【福祉部 保健課】

平成31(2019)年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

平成31年4月から任意継続加入者になる人にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、31(2019)年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。

【業務部 資格課・掛金課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

特定健康診査受診券の有効期限は3月31日です

平成30年6月に学校法人等から加入者に配付していた被扶養者の「特定健康診査受診券」の有効期限は、**31年3月31日(日)**です。被扶養者の健康管理のために、加入者に対して被扶養者への受診勧奨の呼びかけをお願いします。

私学共済ホームページに特定健診機関(病院)一覧を掲載していますのでご利用ください[福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関(病院)一覧]。【福祉部 保健課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

4月22日(月)送金分は**3月29日(金)**が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

3月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 2月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等 2月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 4月22日送金分申込締め切り

4月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 2月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 3月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員就退任のお知らせ

◆共済運営委員会

平成30年12月31日付

退任 村山 十五

平成31年1月1日付

新任 小澤 俊通

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、平成31年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判任意様式)と「返信用封筒(長3定型で切手を貼付したもの)」を同封のうえ、提出してください。

- ① 30年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ② 30年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、30年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

〔会計監査人への残高証明書の発行〕

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した「返信用封筒(表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの)」と残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型をお願いします。

なお、発行時期は5月上旬となりますので、ご了承ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成31年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、振り込んでください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括して振り込んでください。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金に係る元金・利息のご返済(平成31年3月)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

平成30年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト 平成30年度版〕に掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7829・7830

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

金 沢 ^{けん} ^{ろく} ^{そう}
兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR「金沢」駅から北鉄バスで「南町・尾山神社」下車、徒歩3分)

春の兼六園からの梅だより・・・

3月の金沢の見どころはやはり兼六園の梅の花です。
 約200本にも及ぶ名梅を兼六園の梅林で楽しむことができます。兼六園は兼六荘から徒歩15分ほどです。
 兼六荘を拠点に金沢の梅の名所を訪ねてみませんか。

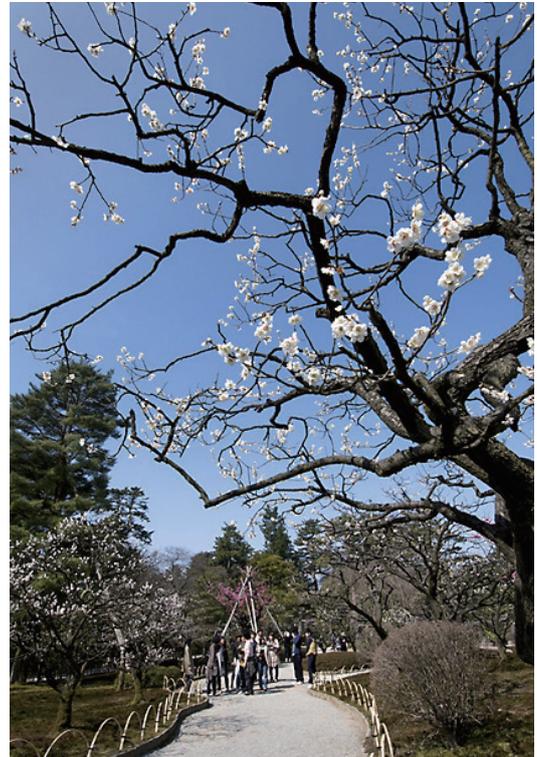
加賀料理堪能プラン

和食堂「食彩 雪づり」で旬の食材を使用した加賀料理をご賞味いただけるプランです。

1泊2食(2名1室/1名様) ツインA 11,800円
 (平成31年4月1日からは、13,000円となります)
 取扱期間：通年(年末年始を除きます)



加賀料理(イメージ)



兼六園の梅(写真提供：金沢市)

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。
 利子助成は二つのパターンがあります。

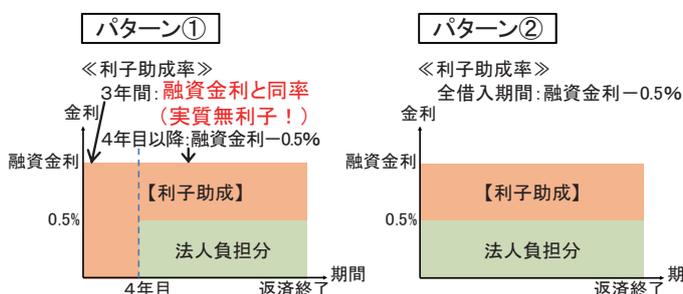
そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(平成31年3月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	0.50 年%	0.31 年%	0.41 年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.41	—
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください!

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp